

防府市告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第八条の規定に基づき、市道の路線を次のとおり認定する。  
その関係図面は、令和三年六月三十日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年六月三十日

防府市長 池田 豊

整理番号	路線名	終起点	重要な経過地
〇七―〇七五	新道二号線	華浦一丁目一二一三番四地先まで 華浦一丁目一二一四番五地先から	
〇五―一二四	北側五号線	大字田島字上地六筋第三 四四七番一二地先から 大字田島字上地六筋第四 四二九番一四地先から	
〇四―一七五	伊佐江二十二号線	伊佐江町一二番三地先まで 伊佐江町一四一番一地从り	
〇四―一七四	大塚一号線	華城中央一丁目一六二八番一地从り 華城中央一丁目一六八番六地先まで	
〇四―一七三	鍛冶屋河内十号線	東仁井令町四六八番七地先まで 東仁井令町四六八番八地先から	
〇四―一七二	仁井令石原線	大字仁井令字上地石田七五二番三地从り 大字仁井令字上地石田七五一番八地先まで	
〇四―一七一	晒石十二号線	桑南二丁目六八三番二地先まで 桑南二丁目六八三番一地从り	
〇二―一九九	塚原七号線	大字下右田字舟庭七四二番一地从り 大字下右田字舟庭七四三番一地先まで	
〇二―一九八	沖高井十一号線	大字高井字針ノ木一六番八地先まで 大字高井字針ノ木一六番一地从り	

○七―〇七六	岡村二 号線	岡村町五九三番一 五地先から 岡村町五九六番三 地先まで
○七―〇七七	石が口十二 号線	桑南二丁目九四一 番一 地先から 桑南二丁目九四一 番二 地先まで
○八―一〇〇	上地上新前 町線	大字田島字上地一 筋第二 七九七番一 地先から 大字田島字上地一 筋第三 八〇一番一〇 地先まで
○八―一〇一	西須賀十六 号線	大字新田字田中九 四八番五 地先から 大字新田字田中九 四八番一 八地先まで
○八―一〇二	上地上新前 町一 号線	大字田島字上地一 筋第一 七八一番二 地先から 大字田島字上地一 筋第二 七九二番九 地先まで
○九―一〇七	共進町 線	戎町二丁目一一八 九番五 地先から 戎町二丁目一一八 九番一 六地先から
○九―一〇八	共進町一 号線	戎町二丁目一一八 九番八 地先まで
○九―一〇九	美和町二 号線	美和町一六五六番 九 地先から 美和町一六五六番 九 地先まで
○九―一一〇	迫戸六 号線	迫戸町一六四番一 〇 地先から 迫戸町一六四番一 〇 地先まで
一二―二三六	下木部十一 号線	大字牟礼字友次四 九〇番一 地先から 大字牟礼字出合四 九〇番七 地先まで

一三―〇六〇	一二―二三九	一二―二三八	一二―二三七
椿 峠 線	牟礼水谷五号線	酔貝九号線	柳十五号線
大字富海字梶ヶ迫六三番二地先まで	大字江泊字水谷一四〇四番一三地先まで	酔貝三八九一番一地先まで	牟礼柳三〇九七番一七地先まで